

議 員 提 出 議 案 目 録

令和6年3月春日部市議会定例会

議第1号議案 春日部市議会会議規則の一部改正について

議第1号議案

春日部市議会会議規則の一部改正について

春日部市議会会議規則の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和6年2月14日提出

春日部市議会議員	石川友和
同	永田飛鳳
同	並木敏恵
同	阿部雅一
同	山崎進
同	小久保博史
同	木村圭一
同	栗原信司
同	平沢一博
同	大里昇

提案理由

表決方法の変更等に伴い、起立による表決等の規定を改正したく提案いたします。

春日部市議会会議規則の一部を改正する規則

春日部市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正後の項に対応する改正前の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
（ <u>電子採決システム等</u> による表決）	（ <u>起立</u> による表決）
第70条 議長が表決をとろうとするときは、 <u>電子採決システム（議員が、問題を可とする場合は賛成のボタンを、問題を否とする場合は反対のボタンを押すことによって表決し、その結果を議場内に表示する装置をいう。以下同じ。）により、問題を可とする者</u> の多少を認定して可否の結果を宣告する。	第70条 議長が表決をとろうとするときは、 <u>問題を可とする者を起立させ、起立者</u> の多少を認定して可否の結果を宣告する。
2 電子採決システムによる表決を行う場合には、議員は賛成のボタン又は反対のボタンを押さなければならない。	
3 採決の確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。	
4 第1項の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。	
5 <u>前項の場合において、議長が</u> 起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。	2 <u>議長が</u> 起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。
（携帯品）	（携帯品）
第145条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、 <u>コート、マフラー</u> 、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、こ	第145条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、 <u>外とう、えり巻</u> 、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限

の限りでない。

りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。